

事業主の皆さまへ

「特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)」のご案内

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①～③のいずれにも当てはまる方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

① 生活保護受給者 又は 生活困窮者

▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。

「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

② 自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

③ 自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

☆雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。

☆雇い入れた労働者に対する配慮事項などを支給申請にあわせて報告していただきます。

☆雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

☆対象となる事業主の要件等、その他の詳細は都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

<支給額> ～対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します～

| 対象労働者 | 企業規模 | 支給対象期間 | 支給額 | | |
|------------------|------|--------|------|------|------|
| | | | 第1期 | 第2期 | 支給総額 |
| 短時間労働者 以外の労働者 | 大企業 | 1年 | 25万円 | 25万円 | 50万円 |
| | 中小企業 | 1年 | 30万円 | 30万円 | 60万円 |
| 短時間労働者 | 大企業 | 1年 | 15万円 | 15万円 | 30万円 |
| | 中小企業 | 1年 | 20万円 | 20万円 | 40万円 |

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

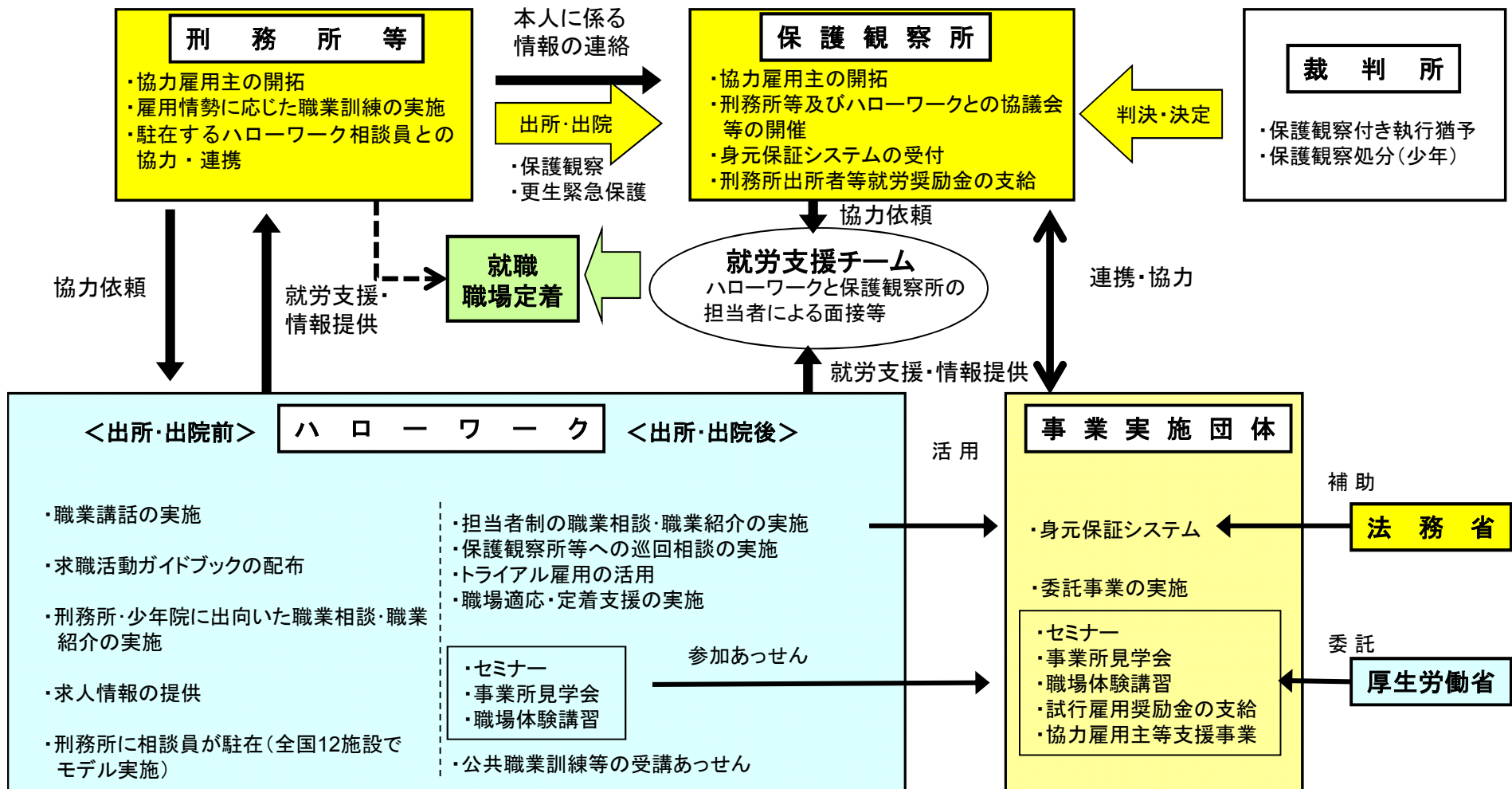


厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

刑務所出所者等就労支援事業の概要

- 刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介、協力雇用主等を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金等の支給等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自立・実現を図る(平成18年度～)。
- 平成27年度支援対象者総数:7,688名(対前年度617人増)
- 平成27年度就職者数:2,675名(対前年度145人増)

66



再犯の防止等の推進に関する法律概要

平成28年12月14日公布・施行

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

| 施策事項(資料ページ) | 所管課室 | 担当係 | 担当者 | 内線 |
|--|--------------|------------|----------|-----------|
| 雇用情勢(P2~4) | 雇用政策課 | 雇用政策係 | 岸場 | 5732 |
| 平成29年度予算案(P6~P12) | 総務課 | 予算係 | 清水、栞原 | 5718 |
| 雇用対策における国と地方公共団体との連携強化(P13~P20) | 公共職業安定所運営企画室 | 企画係 | 石川 | 5661 |
| 地域雇用対策の推進について(P21~P22) | 地域雇用対策室 | 地域雇用企画係 | 大森、中山 | 5846 |
| 地方自治体との連携による福祉人材確保等の強化(P23~P28) | 首席職業指導官室 | 職業紹介係 | 杉原・小西・宮野 | 5774 |
| 雇用促進税制(P29~P35) | 雇用政策課 | 企画係 | 久保 | 5749 |
| 若者雇用対策(P36~P45) | 若年者雇用対策室 | 若年者雇用対策係 | 須藤 | 5775 |
| 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善(P46~P47) | 部企画課 | 総括係 | 吉田 | 5274 |
| 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進等(雇用保険関係)(P48~P49) | 雇用保険課 | 企画係 | 赤羽、徳永 | 5763 |
| 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進等(雇用保険関係除く)(P48) | 高齢者雇用対策課 | 普及援助係 | 幸野、諸橋 | 5825 |
| 地域における就業機会の確保に向けた取組(協議会関係)(P48、P50) | 高齢者雇用対策課 | 雇用指導係 | 諸井 | 5823 |
| 地域における就業機会の確保に向けた取組(シルバー人材センター関係)(P48、P51~P52) | 高齢者雇用対策課 | 就業対策係 | 古口 | 5822 |
| 障害者雇用対策(P53~P61) | 障害者雇用対策課 | 調整係 | 鶴川・石井 | 5724・5783 |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業(P62、P64~65) | 就労支援室 | 就労支援第2係 | 近藤 恵 | 5332 |
| 刑務所出所者等就労支援事業(P63、P66~P68) | 就労支援室 | 特定求職者雇用対策係 | 澤 雄大 | 5817 |